

都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン

令和5年2月

神戸市

都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン

目 次

| | |
|----------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 空間ガイドラインの概要 | 2 |
| 2 屋内空間の取り組み | 4 |
| 1) 取り組みの観点 | 4 |
| 2) 観点ごとの取り組み項目 | 5 |
| 3) チェックリストの活用 | 11 |
| 3 屋外空間の取り組み | 15 |
| 1) 取り組みの観点 | 15 |
| 2) 具体的な取り組み例 | 16 |

はじめに

神戸市では、平成27年度に神戸都心部の将来像として「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」を、また、三宮駅周辺地域を対象に「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定し、これらに基づき、都心・三宮の再整備を進めています。

こうした中、令和2年初めより新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、社会情勢や生活様式に変化がありました。

都心・三宮の再整備を進めるにあたっては、こうした変化に適切かつ柔軟に対応することが必要であり、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新しいまちづくりには、感染症対策という面からも安全・安心であることが、市民や来街者等にとって重要な視点になります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、さまざまな感染拡大予防の取り組みが行われています。これらは、おおむね施設等の管理や運営に関するもので、主にソフト面に関する示唆が多くみられます。

これらに加えて、感染症に強い空間づくりという観点からはハード整備に関しても合わせて考えておくことが重要です。

そこで、新たな公共空間や多くの人々が利用する施設の整備が進みつつある都心・三宮において、新たな取り組みを検討するため、令和3年度に感染症、建築、空間デザイン、都市政策に関する知識や専門性を有する委員による「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会」を開催しました。

この「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン」（以下、「空間ガイドライン」という。）は、検討会での意見などを踏まえて、屋内空間・屋外空間それぞれの空間づくりの観点や感染症対策の取り組みの目安をまとめたもので、行政及び民間事業者等のみなさんに感染症対策に広く取り組んでいただくことで官民が連携して感染症に強いまちづくりを進めたいと考えています。

これから建物や公共的な空間の感染症対策を実施する際には、この空間ガイドラインをご活用ください。

本ガイドラインの作成にあたっては、令和3年度の検討会での意見や国の関係機関等からの情報を元にしており、感染防止を保証するものではありませんが、ハード面を中心に感染防止の観点から有効と考えられる取り組みの事例をまとめています。

ご活用にあたっては、法令上の義務に従ったうえで、自らの責任において感染症対策を行っていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインの内容は作成時点のものであり、今後も新たな感染症の発生や拡大状況により、新たな技術的知見や国等の方針が出てくることが想定されます。

このため、本ガイドラインの内容を実施するにあたっては、そのような状況や社会経済活動との両立等を考慮いただきながら、柔軟に取り組まれるようお願いいたします。

I 空間ガイドラインの概要

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症では、「飛沫感染」「接触感染」が主な感染経路として考えられています。また、直径5 μ m未満の粒子が空気中を漂うことによる「マイクロ飛沫感染」の可能性も指摘されています。その対策としては、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集空間」「間近で会話や発声をする密接場面」というリスクが高い3つの条件が同時に重ならないようにして、集団発生を防止することが重要です。

本ガイドラインでは、それら感染経路についての知見や3密の考え方などを踏まえつつ、以下のとおり感染リスクの異なる屋内空間と屋外空間に分けて、取り組み内容を提示しています。

屋内空間の取り組み

屋内空間では人が密集する場面が多く、屋外に比べて感染リスクが高いことから、建築計画や設備計画等において、「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」「接触感染」への対策など、感染リスクを低減する空間づくりを目指します。

■取り組みの観点

- ①身体的距離（主に飛沫感染への対策）
- ②換気（主にマイクロ飛沫感染への対策）
- ③非接触（主に接触感染への対策）
- ④運用（感染症対策の意識づけ）

■取り組み項目

- (1) 観点ごとの取り組み項目
- (2) チェックリストの活用

屋外空間の取り組み

屋外空間については、「屋外にいること」自体が最大の感染症対策であるため、屋外空間の快適性を向上させる空間づくりを目指します。

■取り組みの観点

- (1) まちづくりの観点から、沿道建築物と一体となった広く豊かな屋外空間の創出及びそれらをつなぐネットワークの形成
- (2) 屋外空間の整備に際して、身体的距離が確保できる設えの工夫や混雑度の可視化など新しい技術の活用

■具体的な取り組み例

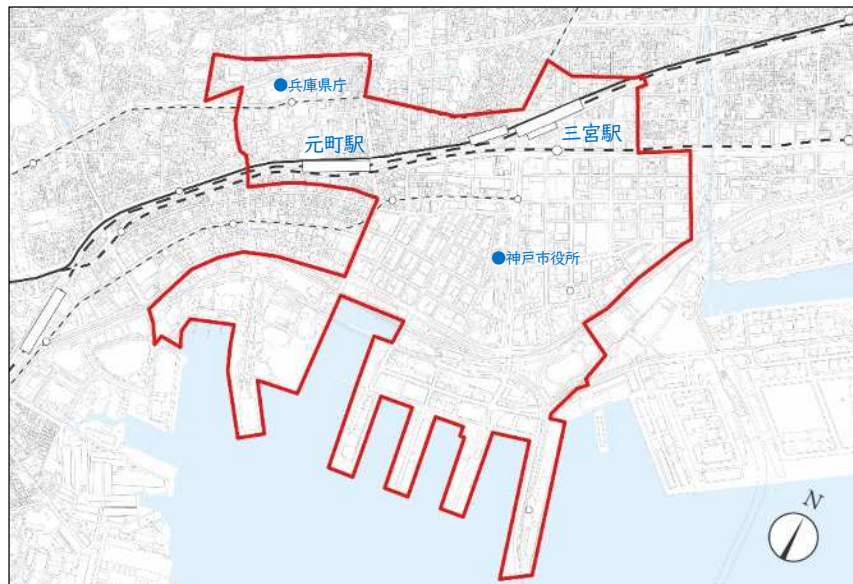
- (1) まちづくりの観点からの取り組み
- (2) 整備に着目した取り組み
 - ①沿道建築物と一体となった空間の整備
 - ②開放的な自然を感じる空間の確保
 - ③フレキシブルな空間の利活用
 - ④パーソナルスペースを大切に空間の整備
 - ⑤データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

(2) 取り組みエリア

都心部は、社会経済活動が活発に行われる場であり、より不特定多数が集まりやすいことから、感染症対策の必要性が高いと考えられます。

このため、取り組みエリアは、新たな公共空間や多くの人々が利用する施設の整備が進みつつある都心・三宮を中心とする範囲（下図の赤枠内※）とします。

【取り組みエリア】



※緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域としてまちの再整備や魅力向上に取り組んでいる「都市再生緊急整備地域」とオフィスの集積がみられる「旧居留地地区」を包含するエリア

(3) 取り組みの対象

①屋内空間

都心・三宮周辺で数多く立地し、不特定多数が利用する建物用途（事務所・店舗）を対象とします。

②屋外空間

不特定多数が利用する公共空間（道路・広場・公園等）や、民間施設であっても公共的な使われ方がされている空間などを対象とします。

(4) 実施主体

①屋内空間

新築や改修、新規出店など新たに建物及びその内部空間の整備を行う者を実施主体とします。

【屋内空間の例】

| 実施主体 | 類似の表現 |
|-----------|--------------------------------|
| 建物所有者・管理者 | 建築主、自社ビル所有者、テナントビル所有者、建物共用部管理者 |
| 建物使用者 | 自社ビル使用者、テナント部分使用者 |

②屋外空間

新たに屋外の公共空間の整備を行う行政機関や民間施設内の公共的な空間の整備を行う者を実施主体とします。

2 屋内空間の取り組み

1) 取り組みの観点

人が密集する場面が多く、屋外に比べて感染リスクが高い屋内空間において、「身体的距離」「換気」「非接触」の観点から空間づくりを進めるとともに、空間を活用する際の「運用」の観点から感染症対策の意識づけに取り組むことで、感染症に強いまちづくりを目指します。

【取り組みの観点】

《観点1》身体的距離（主に飛沫感染への対策）

咳や会話で出た5 μ m以上の大きな飛沫は、1～2m離れるとほとんど直接届かないとされています。このため、感染症対策として、人と人との距離を確保することが重要です。

《観点2》換気（主にマイクロ飛沫感染への対策）

換気の悪い密閉空間では、5 μ m未満の粒子（マイクロ飛沫）がしばらくの間空气中を漂い、少し離れた距離にまで感染が広がると考えられています。このため、感染症対策として、換気により外気を取り込んで浮遊する飛沫濃度を希釈することや、フィルタによりウイルスを除去することが重要です。

《観点3》非接触（主に接触感染への対策）

咳や会話で出た飛沫が身近な設備機器等に付着し、その表面を触ることで、ウイルスが手指を通じて鼻や口、目から入ることがあります。このため、感染症対策として、設備機器等への接触頻度を抑えることが重要です。

《観点4》運用（感染症対策の意識づけ）

感染症は建物・設備等へのハード面の対策だけで防げるものではありません。このため、3密が重ならないように事前に方針や計画を検討しておくことや、「マスクの着用」「手洗い」といった日常的な感染症対策（ソフト面）の意識づけが重要です。

なお、特に「運用」の観点での取り組みについては、その時点での感染症の特性や拡大状況、それらを踏まえた国等の方針や社会的要請などに応じて、柔軟に取り組まれるようお願いいたします。

2) 観点ごとの取り組み項目

(1) 身体的距離

〔実施主体〕 所：建物所有者・管理者 使：建物使用者

専門家会議の提言における「新しい生活様式」の実践例（令和2年5月4日）では、「人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける」ことが示されています。

この考え方を基本に、密集を避けるため室内の利用者の密集状況を確認できることや、利用者が密集しないようあらかじめ室内のレイアウトを柔軟に変更できることが感染症対策として考えられます。

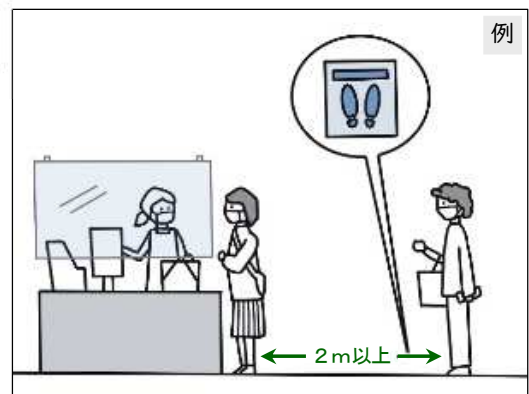
これらを踏まえて、主に飛沫感染への対策として、身体的距離の確保、位置情報の可視化、レイアウトの柔軟性の確保を取り組み項目とします。

1-1 身体的距離の確保

所 使

標準レベル 1m以上2m未満の間隔を確保できる

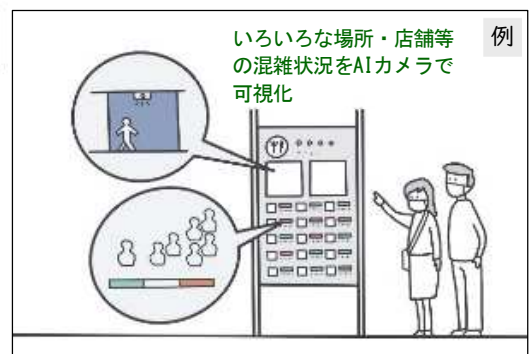
推奨レベル 2m以上の間隔を確保できる



1-2 位置情報の可視化

所 使

推奨レベル 位置情報や混雑度の可視化により、利用者が入室分散管理の状況を知ることができる



1-3 レイアウトの柔軟性の確保

所 使

標準レベル 各フロアの間仕切りを一新できるなど、可変的な空間や余白を有している

推奨レベル (上記に加えて) 設備機器（空調・換気等）がレイアウト変更に対応しており、区画に分けて運用できる



(2) 換気

[実施主体] 所：建物所有者・管理者 使：建物使用者

換気は、外気を取り込んで浮遊する飛沫濃度を希釈して下げる効果があります。厚生労働省の提言「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」(令和2年11月27日)では、感染症対策として、窓の開放のほか、機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保することを推奨しています。

また、室内空気の浄化方法として、フィルタの性能に応じたウイルス除去があります。空気調和・衛生工学会の「新型コロナウイルス感染対策としての空調・衛生設備の運用について」(令和3年4月1日)では、中性能フィルタによるウイルスの除去効果が示されています。

これらを踏まえて、主にマイクロ飛沫感染への対策として、換気設備の設置、CO₂濃度の監視、空調用フィルタや空気清浄機の設置を取り組み項目とします。

2-1 機械換気の実施

所 使

標準レベル

1人あたりの毎時換気量が「25m³以上30m³未満」である

推奨レベル

1人あたりの毎時換気量が「30m³以上」である



1人あたりの毎時必要換気量の目安

※：厚生労働省「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」による

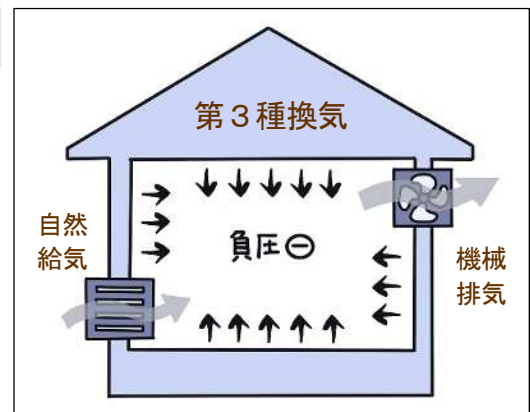
2-2 便所空間の換気の実施

所 使

標準レベル

便所内の空気が室内側に漏れ出ることを防ぐため、第3種換気であり、窓が無い又は容易に開放できないようにできる

第3種換気：窓開けや給気口等より給気を自然に行い、排気ファンなどを利用して機械的に行う換気方式



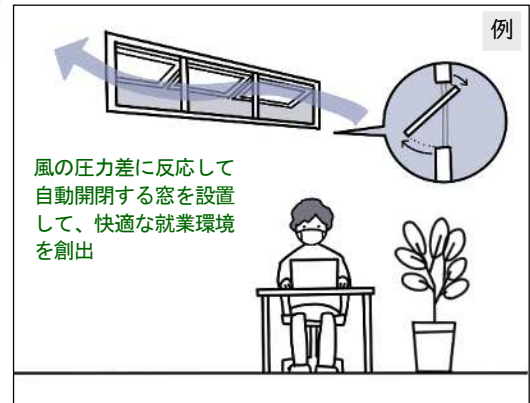
2-3 自然換気（窓の開閉）の実施

所 使

標準レベル 開閉可能な窓もしくは換気口がある

推奨レベル 自然換気窓の自動制御システムなどを導入している

※便所空間を除く

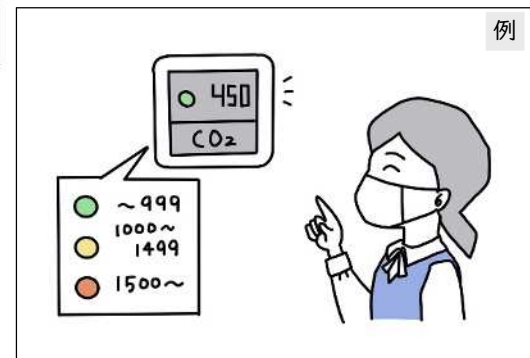


2-4 CO₂濃度の監視

所 使

標準レベル CO₂濃度が1000ppm以下であることを確認できるように、光学式の濃度測定器を使用し、効果的に測定できる位置で、かつ、利用者から測定値が見える位置に設置している

推奨レベル 中央監視装置がある（※建物所有者・管理者のみ）

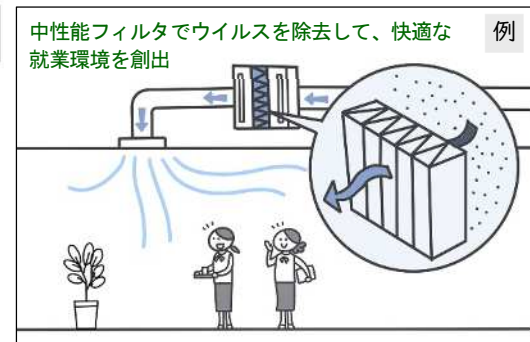


設置場所の目安：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れた場所（厚生労働省「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」による）

2-5 空調用フィルタの設置

所 使

推奨レベル 室内のウイルス除去のため、室内循環系に中性能フィルタ以上を使用している

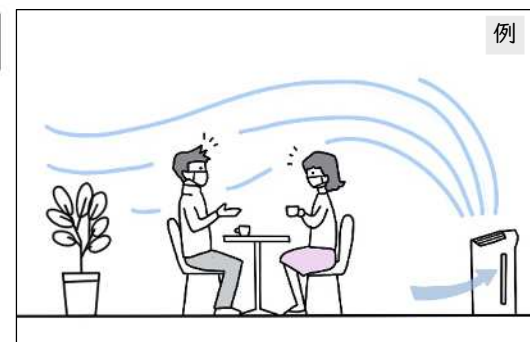


2-6 空気清浄機の設置

所 使

推奨レベル HEPAフィルタによるろ過で風量が毎分5 m³程度以上の空気清浄機をメーカーが指定する適用床面積に応じて設置している

HEPAフィルタ：定格風量で粒形が0.3μmの粒子に対して99.97%以上の粒子捕集率を有する高性能なフィルタ



(3) 非接触

[実施主体] 所：建物所有者・管理者 使：建物使用者

ウイルスが手指を通じて鼻や口、目から入る接触感染を防ぐためには、建物の設備や器具に触れることなく建物内を移動できたり、接触頻度を極力抑える工夫が有効です。

これを踏まえて、主に接触感染への対策として、不特定多数が利用する建物の出入口付近やエレベータ内、便所内での非接触化を取り組み項目とします。

3-1 出入口の非接触化

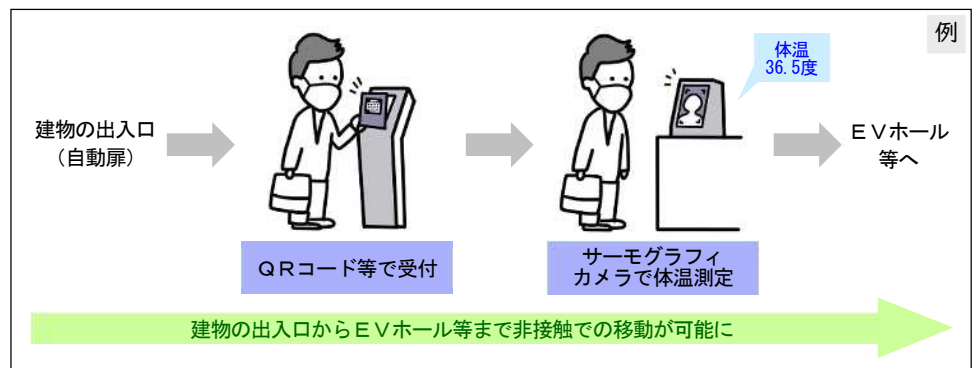
所 使

標準レベル

廊下等の共用部からの出入口に非接触の工夫がある（自動ドア等）（※建物使用者の場合）
建物の出入口に非接触の工夫がある（自動ドア等）（※建物所有者・管理者の場合）

推奨レベル

外部からの不特定多数の入館あるいは入室を制御するための非接触システムがある
（※主な対象は事務所）

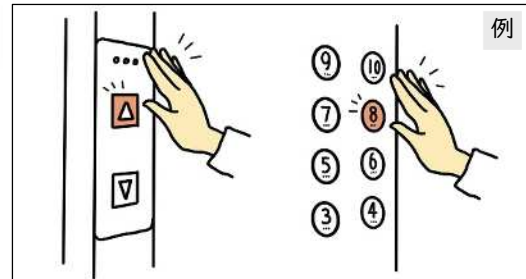


3-2 タッチレスEVの設置

所 使

推奨レベル

タッチレスEVがある



3-3 便所の洗面台の自動水栓化

所 使

標準レベル

自動水栓がある



3-4 便器洗浄操作の非接触化

所 使

標準レベル

センサー式便器洗浄がある



(4) 運用

[実施主体] 所：建物所有者・管理者 使：建物使用者

建物・設備等に対して行うハード面の感染症対策と合わせて、感染症対策の意識向上のための対応や、マスクの着用促進や仕切りの設置、手指消毒・検温など、新型コロナウイルス感染症の流行後に多くの建物等で実施されている基本的な対応についても、取り組み項目とします。

4-1 感染症対策の意識づけ

所 使

標準レベル 感染者発生に備えた対応方針がある

お客様へのお願い
施設内でのマスク着用と入口での検温にご協力をお願いいたします

当施設の取り組み
スタッフは常時 こまめに手洗い 窓口に飛沫防止 身体的距離の確保
マスクを着用 と除菌を実施 シートを設置 の床面表示を設置



4-2 感染症対策のための配置計画の作成

所 使

標準レベル 検温・手指消毒のための備品の想定位置など動線を考慮した配置計画がある

建物の出入口をそれぞれ専用
化して利用者の動線を誘導



4-3 マスクの着用促進

所 使

標準レベル マスクの着用を促す掲示がある

正しいマスクの着用
①鼻と口の両方を ②ゴムひもを耳に ③隙間がないよう
確実に覆う かける 鼻まで覆う



4-4 仕切りの設置

所 使

標準レベル

窓口等に仕切り（アクリル板等）を設置している

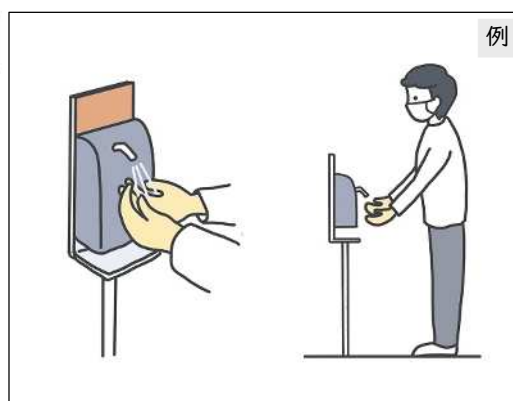


4-5 手指消毒の実施

所 使

標準レベル

出入口等に手指消毒のための備品（アルコール消毒液等）がある



4-6 検温の実施

所 使

標準レベル

出入口等に検温のための備品（体温計等）がある



3) チェックリストの活用

(1) 感染症対策チェックリストの活用

屋内空間における感染症対策の取り組みの程度を確認できるよう、観点ごとの取り組み項目をまとめたチェックリスト（13ページの一覧表）を作成していますので、建物及びその内部空間の整備の際にご活用ください。

- ①対象とする建物用途は、「事務所」「店舗」を想定しています。
- ②項目ごとに、効果や導入のハードルの高さなどを考慮して、「推奨レベル：◎印」「標準レベル：○印」で感染症対策の度合いを示しています。

(2) 活用にあたっての留意事項

- *チェック欄を使って取り組み状況を確認しましょう。
- 項目の内容を実施している場合：「◎印」「○印」（度合いに応じてチェック）
- 項目の内容を実施していない場合：「×印」
- 項目自体が建物・設備の状況に合わない場合：「－印」
- *チェック欄は、項目ごとに「建物所有者・管理者」「建物使用者」に分けて設けていますので、ご自身の立場に応じて使い分けてご活用ください。

【建物所有者・管理者の場合の記入例】

【感染症対策チェックリスト】

| 取り組みの観点 | 項目 | 感染症対策 | チェック欄 | | |
|---------------------------|--|--------------------------------|-------|-----------|-------|
| | | | 度合い | 建物所有者・管理者 | 建物使用者 |
| 【1】 身体的距離 | 1-1 身体的距離の確保 | 1 m以上2 m未満の間隔を確保できる | ○ | ◎ | |
| | | 2 m以上の間隔を確保できる | ◎ | | |
| | 1-2 位置情報の可視化 | 位置情報や混雑度の可視化により、利用者が入室分 | ◎ | | |
| 1-3 レイアウトの柔軟性の確保 | 各フロアの間仕切りを一新できるなど、可変的な空間 (上記に加えて) 設備機器(空調・換気等)がレイ | ○ | - | | |
| | | ◎ | | | |
| 【2】 換気 | 2-1 機械換気の実施 | 1人あたりの毎時換気量が「25㎡以上30㎡未満」で、(略) | ○ | ◎ | |
| | | 1人あたりの毎時換気量が「30㎡以上」である | ◎ | | |
| | 2-2 便所空間の換気の実施 | 便所内の空気が室内側に漏れ出ることを防ぐため、 できる | ○ | ○ | |
| | 2-3 自然換気(窓の開閉)の実施 ※便所空間を除く | 開閉可能な窓もしくは換気口がある | ○ | ◎ | |
| | | 自然換気窓の自動制御システムなどを導入している | ◎ | | |
| 2-4 CO ₂ 濃度の監視 | CO ₂ 濃度が1000ppm以下であることを確認できるよ で、かつ、利用者から測定値が見える位置に設置し 中央監視装置がある | ○ | ○ | | |
| 2-5 空調用フィルタの設置 | 室内のウィルス除去のため、室内循環系に中性能フ | ◎ | ◎ | × | |

対策の度合いに応じて
一覧表のチェック欄に
取り組み状況を記入

【感染症対策チェックリスト】

| 取り組みの観点 | 項目 | 感染症対策（推奨レベル◎、標準レベル○） | | チェック欄 | |
|---|---|---|-----|-----------|-------|
| | | 項目 | 度合い | 建物所有者・管理者 | 建物使用者 |
| 【1】 身体的距離 | 1-1 身体的距離の確保 | 1 m以上 2 m未満の間隔を確保できる | ○ | | |
| | | 2 m以上の間隔を確保できる | ◎ | | |
| | 1-2 位置情報の可視化 | 位置情報や混雑度の可視化により、利用者が入室分散管理の状況を知ることができる | ◎ | | |
| | 1-3 レイアウトの柔軟性の確保 | 各フロアの間仕切りを一新できるなど、可変的な空間や余白を有している | ○ | | |
| （上記に加えて）設備機器（空調・換気等）がレイアウト変更に対応しており、区画に分けて運用できる | | ◎ | | | |
| 【2】 換気 | 2-1 機械換気の実施 | 1人あたりの毎時換気量が「25㎡以上30㎡未満」である | ○ | | |
| | | 1人あたりの毎時換気量が「30㎡以上」である | ◎ | | |
| | 2-2 便所空間の換気の実施 | 便所内の空気が室内側に漏れ出ることを防ぐため、第3種換気であり、窓が無い又は容易に開放できないようにできる | ○ | | |
| | 2-3 自然換気(窓の開閉)の実施 ※便所空間を除く | 開閉可能な窓もしくは換気口がある | ○ | | |
| | | 自然換気窓の自動制御システムなどを導入している | ◎ | | |
| | 2-4 CO ₂ 濃度の監視 | CO ₂ 濃度が1000ppm以下であることを確認できるよう、光学式の濃度測定器を使用し、効果的に測定できる位置で、かつ、利用者から測定値が見える位置に設置している | ○ | | |
| | | 中央監視装置がある | ◎ | | |
| 2-5 空調用フィルタの設置 | 室内のウィルス除去のため、室内循環系に中性能フィルタ以上を使用している | ◎ | | | |
| 2-6 空気清浄機の設置 | HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5㎡程度以上の空気清浄機をメーカーが指定する適用床面積に応じて設置している | ◎ | | | |
| 【3】 非接触 | 3-1 出入口の非接触化 | 廊下等の共用部からの出入口に非接触の工夫がある（自動ドア等） （※建物使用者の場合） | ○ | | |
| | | 建物の出入口に非接触の工夫がある（自動ドア等） （※建物所有者・管理者の場合） | | | |
| | | 外部からの不特定多数の入館あるいは入室を制御するための非接触システムがある（※主な対象は事務所） | | ◎ | |
| | 3-2 タッチレスEVの設置 | タッチレスEVがある | ◎ | | |
| 3-3 便所の洗面台の自動水栓化 | 自動水栓がある | ○ | | | |
| 3-4 便器洗浄操作の非接触化 | センサー式便器洗浄がある | ○ | | | |
| 【4】 運用 | 4-1 感染症対策の意識づけ | 感染者発生に備えた対応方針がある | ○ | | |
| | 4-2 感染症対策のための配置計画の作成 | 検温・手指消毒のための備品の想定位置など動線を考慮した配置計画がある | ○ | | |
| | 4-3 マスクの着用促進 | マスクの着用を促す掲示がある | ○ | | |
| | 4-4 仕切りの設置 | 窓口等に仕切り（アクリル板等）を設置している | ○ | | |
| | 4-5 手指消毒の実施 | 出入口等に手指消毒のための備品（アルコール消毒液等）がある | ○ | | |
| | 4-6 検温の実施 | 出入口等に検温のための備品（体温計等）がある | ○ | | |

3 屋外空間の取り組み

1) 取り組みの観点

新型コロナウイルス感染症の影響により新たな生活様式が推奨される中、換気の良い屋外空間で過ごすことが感染症対策につながるため、快適な屋外空間を創出し、その空間をより利活用していただく重要性が高まっています。

また、広場をはじめとする屋外空間では来訪者の数による評価だけではなく、3密を避けた日常の使い方に対する価値観が高まり、「居心地の良さ」がこれまで以上に重視されています。

このような状況を踏まえ、都心・三宮再整備では、以下の観点から、人が主役の居心地の良い空間を創出することにより、感染症に強いまちづくりを目指します。

(1) まちづくりの観点からの取り組み

道路や広場空間と沿道建築物が一体となった風通しの良い広く豊かで快適な屋外空間を創出するとともに、それらをつなぐウォークアブルな空間の整備などにより魅力的な屋外空間のネットワークを形成します。

(2) 整備に着目した取り組み

身体的距離が確保できるような設えの工夫や過密をコントロールできるフレキシブルな空間整備、より快適な屋外空間に向けた整備、混雑度の可視化などの新しい技術や制度の活用を進めます。



東遊園地



神戸国際会館前



三宮クロススクエア東側(第1段階)イメージ

※民間建築物等はイメージであり、今後変更となる可能性があります

2) 具体的な取り組み例

(1) まちづくりの観点からの取り組み

【さまざまなエリアにおける広く豊かな屋外空間の創出】

サンキタ通り・サンキタ広場の再整備や三宮クロススクエアの整備、東遊園地や税関線（フラワーロード）等の再整備など、沿道建築物と一体となり、官民連携による「魅力的で居心地の良い屋外空間」を都心のさまざまなエリアで創出。



【屋外空間のネットワークの形成】

魅力的な屋外空間をつなぐ街路を歩いて楽しくなる歩行者空間に再整備することで、「広く豊かな屋外空間」のネットワークを形成。



税関線と東遊園地（イメージ）

【自転車走行空間の整備】

密閉空間を避けた移動手段であり、健康増進にも寄与する自転車の利用促進と歩行者の安全性の向上を図るための「自転車走行空間」を整備。



新虎通り

出典：UR press vol.51撮影：©新潮社写真部 青木登

【風の通り道の創出】

風通しの良いオープンスペースを創出するとともに、それらを街路でつなぎ、瀬戸内海や六甲山等から送り込まれる清涼な風の通りを創出。



税関前歩道橋から山側を望む

(2) 整備に着目した取り組み

屋外空間における感染症対策と都市空間の魅力向上に資する取り組みは、神戸市や国内外の各都市でも様々行われており、官民連携による事例や、各空間の強みを活かした事例、ファニチャーの設えを工夫した事例、新たな技術や制度を活用した事例などがあります。

ここでは、今後、屋外の公共空間や民間施設内の公共的な空間を整備する際に参考となる取り組み事例として、次の5つの視点に分けて掲載します。

【5つの視点】

- ①沿道建築物と一体となった空間の整備
- ②開放的な自然を感じる空間の確保
- ③フレキシブルな空間の利活用
- ④パーソナルスペースを大切にした空間の整備
- ⑤データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

①沿道建築物と一体となった空間の整備

換気の良い屋外空間の強みを活かし、公共空間と沿道建築物が一体となり、憩いやにぎわい・快適さを生み出す豊かな屋外空間を整備。

【取り組み事例】

■三宮クロススクエア（神戸市）

駅前の幹線道路を人中心の広場空間へ転換し、沿道建築物と一体となって、ゆとりがあり緑陰・水盤による快適さを備えた屋外空間を整備し日常的なにぎわいや憩いの空間を創出するとともに、駅から周辺のまちへのつながりを強化し、神戸の玄関口になぎわしい空間を創出。



※民間建築物等はイメージであり、今後変更となる可能性があります

■サンキタ通り（神戸市）

舗装材を道路に面した民地部分と統一することや、沿道店舗のにぎわいが公共空間ににじみ出すなど、公共空間と沿道建築物が一体となったシームレスな空間を創出。

また、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度※を活用したテラス営業を実施し、屋外でゆったりと飲食することができる魅力的な空間を整備。



※ にぎわいのある道路空間を創出するため、道路法改正（令和2年5月27日公布、11月25日施行）により創設。歩行者中心の道路として構築すべき道路を道路管理者が指定する制度。

■三宮中央通り（神戸市）

道路空間の一部に、カウンターテーブルやベンチを設置し、まちなみを眺めながらの休憩や、仕事もできるような空間を整備(KOBEパークレット)。

また、歩行者利便増進道路制度を活用し、飲食やイベント等ができるスペースを設置。



②開放的な自然を感じる空間の確保

身近に自然を感じ、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場としての、開放的な広場空間を確保。

【取り組み事例】

■東遊園地（神戸市）

フラワーロードに面したエントランスから平坦に連続し、どこからでもアプローチしやすく、誰もが気軽にくつろぐことができるとともに、多様なプログラムやイベントに対応できる芝生広場を整備。



■みなとのもり公園（神戸市）

広々とした芝生広場やそれを囲むようにジョギングコースを整備することで、芝生でくつろぐ人、ジョギングや球技に汗を流す人など、自由で思い思いの利活用ができる空間を創出。



■南池袋公園（東京都）

一年中緑の広がる芝生広場に加え、カフェレストラン、地域活動の拠点として利用できる多目的広場、芝生広場を広く見渡せる階段状のベンチなど、工夫された設えにより多世代が楽しめる空間を創出。



③フレキシブルな空間の利活用

利用者が自ら過密をコントロールできるよう、可動式のファニチャー（椅子・テーブル等）の設置が可能となるフレキシブルで多様な利活用ができる空間や、気温や日射などの変化にも配慮し、パラソルや簡易なテント等の設置により快適に過ごすことができる空間を整備。また、遊休地・低未利用地等を活用したにぎわいを創出。

【取り組み事例】

■東遊園地（神戸市）

休憩等の日常使い、デッキテラスを活かした小規模イベントや周辺の屋外広場とも連携した大規模イベント等、様々な形態に対応できる空間を整備。



■ブライアントパーク（ニューヨーク）

公園内のどこにでも座れることが大切というコンセプトのもと、誰もが簡単に動かせる軽量の椅子を常時公園内に設置。



■ハイライン（ニューヨーク）

ゆったりとくつろげる可動式の木製デッキチェアを適度に配置することで、屋外空間において休息や語らいの場として活用。



■JR三ノ宮駅南側暫定広場（神戸市）

フレキシブルな土地利用として、三宮ターミナルビルの解体跡地を活用し、風通しの良い屋外空間で、期間限定の飲食スペースやライブステージ等を設置。

（Street Table三ノ宮：令和2年12月19日～令和3年11月28日）

（&3 PARK：令和4年4月1日～令和5年5月31日）



④パーソナルスペースを大切にした空間の整備

広場空間等において来訪者の適切な身体的距離を確保し、思い思いの時間を過ごすことができるように、ファニチャー等の配置・設えを工夫。

【取り組み事例】

■葺合南54号線（神戸市）

個人空間に配慮した様々なタイプのベンチ配置をすることで、一定の距離を保ち心理的に安心できる空間を創出。



■大手モール（富山市）

2 m以上の間隔で配置されている既存のボラードにテーブルを設置し、ウィズコロナ時代のストリートファニチャーを配置。



⑤データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

新しい情報発信技術等を用いて、感染症対策や各種安全・安心に資する情報を提供。また、不特定多数の人が利用する屋外空間においても、屋内空間等で採用している非接触型設備やシステム等の新しい技術を設置・導入。

【取り組み事例】

■混雑度の可視化

イベント会場の混雑度をリアルタイムにホームページ上で確認できるなど、各所の混雑度を可視化できるシステムを導入。



引用：丸の内ストリートパークホームページ

■デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージに様々な施設の混雑状況を表示することで、分散利用を促し3密を防ぐとともに、利用者にとっても、混雑時間を避けることで、時間の有効活用が可能。

また、感染症対策や各種安全・安心情報を発信することが可能。



■非接触型設備やシステム等を設置・導入

屋外で利用できるトイレや広場空間の水飲み場等に「非接触型水洗設備」を設置。

また、有料イベントを開催する場合の「チケットレス入場」や「キャッシュレス決済」システムを導入。

